

国際会計基準審議会御中

2005年10月28日

IFRS 第3号「企業結合」修正案及びIAS 第27号「連結及び個別財務諸表」修正案に対する コメント

企業会計基準委員会(ASBJ)は、IFRS 第3号「企業結合」修正案及びIAS 第27号「連結及び個別財務諸表」修正案に対してコメントする。ここに記載されている見解は国際対応専門委員会のものである。

I 総論

1. 親会社説(IAS第27号一質問1)

連結財務諸表作成の基本的考え方として、従来より親会社説と経済的単一体説のいずれを採用すべきかが議論されている。我々は、投資家に提供される情報の有用性の観点から、親会社説を支持しており、連結財務諸表の作成目的は親会社株主に帰属する持分変動額(株主との直接的取引による部分を除く)としての純利益を報告することであると考えている。我々は、親会社株主持分と少数株主持分とは同等ではなく、損益計算において異なる取扱いをすべきものとする。したがって、支配が喪失される結果とならない、支配獲得後の子会社に対する親会社の所有持分の変動を資本取引として会計処理する(当該変動に関する利得又は損失は永久に損益に認識しない)提案に同意しない。

理由は以下のとおりである：

- 財務報告の目的は、企業価値の基礎となる情報、すなわち潜在的投資家を含んだ持分保有者が将来キャッシュ・フローを予測して投資価値を評価するのに役立つ企業成果(利益情報)を開示することである。この場合、連結財務諸表が寄与できるのは、親会社株主にとっての投資価値の評価であり、子会社の少数株主にとってのそれではない。このような投資家の観点からすれば、親会社株主と子会社の少数株主を同等に取り扱うべき理由は見当たらない。
- 親会社株主は、グループ全体を支配するが、少数株主は特定の子会社に対する持分請求権を持つだけである。さらに、少数株主は親会社に持分を持っておらず、親会社株主とは、グループにおけるリスク負担の程度が異なる。この点でも、親会社持分と少数株主持分とは同等ではない。
- BC5 項に記載されているように、IASB は、非支配持分が「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」における負債の定義を満たさず、資本の部の独立した構成要

素であるという以前の決議と整合させるため、親会社持分と非支配持分とを同等に考えて、支配獲得後の非支配持分との取得又は処分取引を資本取引として取り扱うことを提案しているものと理解している。我々は、非支配持分が負債の定義を満たさないことから資本の部において表示することには同意するが、親会社株主持分と非支配持分を同等とは考えていない。親会社説と経済的単一体説のいずれを採用すべきかについての十分な検討をせずに、親会社株主持分と非支配持分とを同等に取り扱う結論を出すのは妥当ではないと考える。我々は、現行の IAS 第 1 号が少数株主持分を資本の部で表示することを規定しているからといって、連結財務諸表の基本的考え方の議論が完了しているとは考えていない。

- IAS 第 33 号「1 株当たり利益」は、1 株当たり利益を、親会社の普通株主に帰属する純利益に基づいて算定することを規定している。親会社持分と非支配持分とを同等に取り扱う今回の提案とは矛盾が生じているが、我々は現行の IAS 第 33 号のほうが親会社説と整合するため望ましいものとする。また、少数株主持分に帰属する純利益を含めて当期純利益を表示することを求めている IAS 第 1 号の規定も、親会社説に基づく IAS 第 33 号の規定と整合するように修正すべきであるとする。

2. 段階取得による支配の獲得及び支配の喪失を伴う親会社持分の減少(IFRS 第 3 号修正案一質問 10 及び IAS 第 27 号修正案一質問 2)

(1) 持分法の取り扱い

我々は、非支配持分投資を支配の獲得または喪失の日において公正価値で再測定するという提案に同意しない。

我々は、IFRS 第 3 号修正案の BC151 項及び IAS 第 27 号修正案の BC7 項に記載されているように、IASB が、支配の獲得及び喪失が重要な経済的事象であり、投資の性質がその時点で大きく変わるため、支配の獲得又は喪失時点で非支配持分投資を公正価値で再測定することが妥当であると結論付けたことを理解している。我々の理解では、この提案は、たとえ支配の獲得以前又は喪失後に被投資企業への重要な影響力が存在している場合にも適用される。したがって、所有持分の変動により子会社から関連会社になる場合には、残存非支配持分投資をいったん公正価値で再測定した後に持分法を適用することになり、関連会社から子会社になる場合には、持分法で評価していた非支配持分投資を公正価値で再測定することになる。しかし、我々は、以下のような理由で、このような再測定は妥当ではないと考える。

- これらの場合、我々の考えでは、投資の性質は変わっておらず、投資は継続している。したがって、このような場合に非支配持分投資を公正価値で再測定して評価差額を損益計算書に認識することには同意しない。
- 今回の提案は、投資の性質が支配の獲得・喪失を契機として大きく変わるという IASB の見解に基づいているが、そのような見方は、連結財務諸表において子会社への投資

持分と関連会社への投資持分が同様の方法で測定されていることを無視したものである。すなわち、持分法は一行連結といわれるように、親会社株主に帰属する純利益と純資産に与える影響は連結法と同じであり、純利益と純資産の表示方法のみが相違している。持分法と連結法との間での移行において持分投資を公正価値で再測定することは、このような両者の測定の連続性を否定するものであり、妥当ではないと考える。今回の提案の背景にある論理は、持分法の存在意義そのものの否定を意味するようと思われる。

- 提案されている会計処理は、いったんすべての投資を処分した後に再度取得するような取引を擬制するものであるが、このような擬制は取引の実態を反映しないと考える。

なお、段階取得において、売却可能有価証券から子会社株式になる場合、取得原価は支配獲得までの個々の交換取引に係る対価の公正価値の合算とするため、売却可能有価証券が売却されていないにもかかわらず、支配獲得時点で再評価して評価差額を損益計算書で認識することは妥当ではないと考える。

(2)規定の明確化

IAS 第 27 号修正案の BC13 項によると、IASB は、子会社の支配喪失の会計処理が、関連会社の重要な影響力の喪失にも拡張すると結論付けているため、重要な影響力の喪失の結果、関連会社株式から売却可能有価証券になる場合、残存非支配持分投資は、公正価値で再測定されることになる。また、今回の提案に従うと、追加取得によって、売却可能有価証券から関連会社株式となる場合も公正価値で再測定することになると考えられる。そのような理解が正しければ、このような内容は、結論の根拠ではなく、本文に記載すべきものである。

ただし、これらの考えを前提とすると、段階取得において、重要な影響力を獲得した時点で公正価値で再測定し、その後、支配を獲得した時点でも公正価値で再測定することになる（所有持分の段階的な減少により、支配と重要な影響力を喪失する場合も同様である）。この場合に、支配の獲得(又は喪失)の過程で、投資を公正価値で 2 度再測定することが妥当であるのか疑問である。

3. 全部のれん方式及び公正価値測定の指針(IFRS 第 3 号修正案一質問3及び質問4)

我々は、公開草案で提案されている全部のれん方式に反対であり、のれんについて親会社持分の部分だけを認識する現行 IFRS 第 3 号の購入のれん方式を支持する。

全部のれん方式に同意しない理由は以下のとおりである：

- 会計情報の目的は、企業価値を推定するための情報を提供することであり、自己創設のれんを含んだ企業価値に関する市場の評価結果を開示することではない。非支配持分に属するのれんは、自己創設のれんであり、自己創設のれんの計上は認められるべ

きではないと考える。

- 我々の考えでは、BC15 項で指摘されている点は何ら不整合ではない。BC15 項に記載されているとおり、取得企業が被取得企業の 100%持分の支配を獲得する場合には、全部のれんが認識される一方、取得企業が被取得企業の 100%未満の持分証券を取得する場合には、識別可能な資産及び負債のすべてを認識するが、のれんの一部分しか認識されない。しかしながら、AV3 項及び AV6 項に記載されている見解のとおり、のれんは、他の資産とは本質的に異なり、独立した存在ではなく、識別可能な無形資産を認識した後の、全体としての事業価値の構成要素である。さらに、のれんは、対価の公正価値と識別可能な純資産の公正価値の持分割合との差額概念である。一方、識別可能な資産及び負債は分離可能であり、親会社の意思によって処分することができる。のれんと識別可能な資産及び負債との間のこのような相違を考慮すれば、取得企業が被取得企業の 100%未満の持分証券を取得する場合に、識別可能な資産及び負債のすべてを認識するが、のれんは一部分のみを認識するというのは会計上の不整合とはいえない。購入のれん方式において、親会社に帰属するのれんは企業結合に際しての投資原価の一部だから計上するのであり、非支配持分に帰属するのれんを計上しないのは、取得企業が拠出した額ではないからである。我々は、企業結合における取得法の会計処理は、企業結合を実物投資の延長と見る考え方に基づくものと理解しており、その観点からすれば、あくまで実際の取引に基づいた処理を行うべきであり、非支配持分に帰属するのれんの計上は親会社の実際の取引に基づくものではなく妥当でないと考ええる。
- AV4－AV7 項に記載されているように、被取得企業の 100%未満の持分証券を取得する場合、被取得企業の全体の公正価値を信頼性をもって測定することは実行可能ではない。具体的には、A8-A26 の適用指針の例は、被取得企業の全体の公正価値の測定が困難な事例が取り扱われておらず、過払いとのれんの支配プレミアムの区別ができない可能性がある。また、取得企業にとっての支配プレミアムは、企業固有の価値に含まれているものであるにもかかわらず、被取得企業の全体を企業固有の価値ではなく、公正価値で測定することは整合していないものと思われる。

4. 企業結合の性質

BC15 項－BC17 項によれば、IFRS 第 3 号改訂の根拠は、以下の不整合を解消することであるとされている：

- (a) 取得企業が被取得企業の 100%持分を取得する場合には、全部のれんが認識される一方、取得企業が被取得企業の 100%未満の持分証券を取得する場合には、識別可能な資産及び負債のすべてを認識するが、のれんの一部分しか認識されない。

(b) 段階で達成された企業結合と単一取引で達成された企業結合で認識されたのれんの金額が同じにならない。

しかし、我々は、これらの点はそもそも不整合とはいえないものとする。「3. 全部のれん方式及び公正価値測定の指針」で述べたように、我々は(a)の点は不整合ではないと考えている。また、(b)の点について、IASBは、BC17項に記載されているように、企業結合における会計処理の測定目的は、企業結合で発生した原価ではなく、取得日における被取得企業の公正価値でなければならないと決定している。我々の考えでは、(b)についても、取得した資産（すなわち、のれん）が金融資産ではなく事業用資産であることを考えれば、不整合ではない。事業用資産を段階的に取得する場合と一括して取得する場合とで当該資産の取得原価が異なることは、当然のことであり、不整合ではない。このような結果について何らかの修正が必要とは思われない。今回のIASBの提案は、企業結合を金融投資¹に類似したものとして捉えているように見受けられる。

我々は、企業結合を事業投資の一種として捉えており、段階取得の場合、支配を獲得するまでに至る個々の取引が1つの「会計単位」を構成するとみなして、その原価の累積を取得原価とすべきだと考える。したがって、我々は現行のIFRS 3における取得法を支持する。それによれば、企業結合は、支配獲得に至るまでの個々の取引ごとの取得対価の公正価値の合計として累積された原価で測定・認識することになる。この観点からは、段階取得か一括取得かにより、のれんの金額が異なるのは当然のことであり、不整合とはいえない。このように、我々の観点からすると、BC15-BC17項で指摘されている点は何ら不整合ではなく、現行のIFRS 第3号を改訂すべき理由を見出せない。

II IFRS 第3号修正案各論

1. 取得の対価として発行される持分証券の測定日一質問5

IFRS 第3号改訂案は、企業結合において対価として取得企業が発行する持分証券を取得日において測定するというIFRS 第3号の規定を踏襲している。一方、FASBの現行の基準書では、合意日近辺の市場価格を参照して測定するものとしている。我々は、市場価格のある取得企業の株式が取得の対価として交付される場合、取得原価は主要な交換条件が合意されて公表された時点での株価で測定すべきであるとする。

その理由は以下のとおりである：

- 結合当事企業は、お互いの本来の事業価値等を適切に反映した結果として、企業結合の主要条件、特に交換比率の合意に至っているのが通常である。
- また、合意内容が公表された後の株価変動には被取得企業の本来の事業価値とは必ずしも関係しない影響が混在している可能性もあると考えられる。

¹ 我々は、資産を投資の目的によって事業投資と金融投資に区分して考えている。事業投資は、企業が事業の遂行を通じて成果を得ることを目的とした投資である一方、金融投資は市場価格の変動によって利益を獲得することを目的とした投資である。

2. 取得関連コスト－質問 7

企業結合に関連して取得企業に発生したコストを企業結合とは別個に会計処理するという提案に同意しない。取得に要した支出額のうち、取得の対価性が認められる外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等は、IAS 第 2 号「棚卸資産」²および IAS 第 16 号「有形資産」³との整合性の観点から、取得原価に含めるべきである。前述のように、我々の考えでは、企業結合は事業投資の一形態であり、したがって、取得関連コストの会計処理は他の事業投資の会計処理と首尾一貫させるべきである。

3. バーゲン・パーチェス及び過払い－質問 11・12

BC173 項と BC178 項によれば、バーゲン・パーチェスも過払いも当該企業結合が等価交換でない場合に発生するものであるが、公開草案では、バーゲン・パーチェスの場合には、被取得企業の全体としての公正価値と譲渡対価の公正価値との差額を最終的には利得として会計処理する一方、過払いについては、BC178 項に記載されているように、過払いを識別して信頼性をもって測定することはできないとしている。このような非対称的な取扱いは首尾一貫性に欠けるように思われる。また、過払いに対する結論は、被取得企業の全体としての公正価値を測定することができるという全部のれん方式の前提と矛盾している。

III IAS 第 27 号修正案各論

仕組まれた取引を防止するための指針－質問 3

我々は、総論「1. 親会社説」で述べたように、支配持分と非支配持分との取引を資本取引として会計処理することに同意しない。我々の支持する親会社説のもとでは、IAS 第 27 号改訂案の第 30F 項のような規定は必要ない。

しかしながら、公開草案のアプローチによるとした場合、第 30F 項の規定は不十分と思われることを指摘しておきたい。支配を喪失する結果となる 2 つ以上の仕組まれた取引を単一取引として会計処理するとしても、仕組まれた一連の取引の途中で決算期が到来する場合には、企業の意図した会計上の結果が達成されてしまう可能性があるからである。

我々のコメントが IASB の最終的な意思決定に貢献することを希望する。

西川 郁生

国際対応専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 副委員長

²第 11 項において、棚卸資産の購入原価には、完成品、原材料及び役務の取得に直接関係する運送費、荷役費及びその他の費用が含まれると規定している。

³第 16 項において、有形資産の取得原価の構成要素として直接付随費用が含まれると規定しており、さらに、第 17 項(f)において、直接付随費用の例として専門家報酬が挙げられている。